

令和4年度北海道一般会計補正予算（第9号）

令和4年度北海道一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,723,515千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,537,968,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	622,184,053	23,337,000	645,521,053
	1 道 民 税	160,150,884	△ 1,702,000	158,448,884
	2 事 業 税	140,577,226	6,004,000	146,581,226
	3 地 方 消 費 税	158,444,661	17,443,000	175,887,661
	4 不 動 産 取 得 税	15,264,185	913,000	16,177,185
	5 道 た ば こ 税	7,157,221	575,000	7,732,221
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,391,504	101,000	1,492,504
	7 軽 油 引 取 税	55,593,671	999,000	56,592,671
	8 自 動 車 税	81,799,899	△ 996,000	80,803,899
2	地方消費税清算金	266,959,799	6,337,445	273,297,244
	1 地方消費税清算金	266,959,799	6,337,445	273,297,244
3	地方譲与税	105,246,000	5,678,000	110,924,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 特別法人事業譲与税	92,192,000	5,987,000	98,179,000
	2 地方揮発油譲与税	11,269,000	△ 448,000	10,821,000
	3 石油ガス譲与税	416,000	△ 11,000	405,000
	4 自動車重量譲与税	738,000	23,000	761,000
	6 航空機燃料譲与税	178,000	127,000	305,000
4 地方特例交付金		2,261,000	49,378	2,310,378
	1 地方特例交付金	2,261,000	49,378	2,310,378
5 地方交付税		639,061,490	15,885,930	654,947,420
	1 地方交付税	639,061,490	15,885,930	654,947,420
6 交通安全対策特別交付金		1,121,000	48,000	1,169,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,121,000	48,000	1,169,000
7 分担金及び負担金		25,452,566	△ 4,274,931	21,177,635
	1 分担金	4,740,452	△ 54,808	4,685,644
	2 負担金	20,712,114	△ 4,220,123	16,491,991

款	項	補正前の額	補正額	計
8 使用料及び手数料		22,592,388	△ 139,075	22,453,313
	1 使用料	12,635,643	△ 98,150	12,537,493
	2 手数料	634,244	△ 20,244	614,000
	3 証紙収入	9,322,501	△ 20,681	9,301,820
9 国庫支出金		749,684,813	△ 5,630,477	744,054,336
	1 国庫負担金	100,652,735	△ 124,662	100,528,073
	2 国庫補助金	641,291,078	△ 4,448,703	636,842,375
	3 委託金	7,741,000	△ 1,057,112	6,683,888
10 財産収入		5,666,912	175,717	5,842,629
	1 財産運用収入	3,239,376	△ 42,135	3,197,241
	2 財産売払収入	2,427,536	217,852	2,645,388
11 寄附金		805,519	△ 9,394	796,125
	1 寄附金	805,519	△ 9,394	796,125
12 繰入金		63,717,409	△ 5,596,241	58,121,168

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 特別会計繰入金	6,889,254	△ 1,136,924	5,752,330
	2 基金繰入金	56,828,155	△ 4,459,317	52,368,838
13 諸 収 入		392,049,564	△ 8,323,574	383,725,990
	1 延滞金、加算金 及び過料等	761,376	△ 31,253	730,123
	2 預金利子	4,243	1,179	5,422
	3 貸付金収入	374,660,369	△ 8,297,559	366,362,810
	4 受託事業収入	2,794,164	△ 705,732	2,088,432
	5 収益事業収入	7,693,412	△ 1,110,851	6,582,561
	6 雑 入	6,136,000	1,820,642	7,956,642
14 道 債		594,608,300	△ 13,814,263	580,794,037
	1 道 債	594,608,300	△ 13,814,263	580,794,037
歳 入 合 計		3,524,245,075	13,723,515	3,537,968,590

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,357,145	△ 148,488	3,208,657
	1 議 会 費	3,357,145	△ 148,488	3,208,657
2 総 務 費		307,186,752	28,512,869	335,699,621
	1 総 務 管 理 費	88,522,023	28,863,684	117,385,707
	2 徴 税 費	174,427,612	2,353,673	176,781,285
	3 学 事 宗 務 費	33,805,216	△ 2,087,508	31,717,708
	4 防 災 費	2,038,296	△ 302,576	1,735,720
	5 原子力安全対策費	1,490,315	△ 103,762	1,386,553
	6 危 機 管 理 費	3,716	△ 1,182	2,534
	7 領 土 復 帰 対 策 費	870,188	△ 40,307	829,881
	8 会 計 管 理 費	431,777	△ 9,693	422,084
	9 選 挙 費	4,626,048	△ 4,482	4,621,566
10 人 事 委 員 会 費	329,506	△ 8,955	320,551	

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	642,055	△ 146,023	496,032
3 総合政策費		88,454,915	507,410	88,962,325
	1 総合政策管理費	4,025,509	△ 161,463	3,864,046
	2 官民連携推進費	261,235	94,482	355,717
	3 政策費	34,530	△ 12,503	22,027
	4 計画費	2,450,920	△ 803,294	1,647,626
	5 国際交流費	442,905	△ 39,007	403,898
	6 次世代社会戦略費	19,763,018	△ 196,854	19,566,164
	7 地域創生費	6,198,640	7,728	6,206,368
	8 地域行政費	2,694,877	△ 636,462	2,058,415
	9 交通政策費	48,212,217	2,574,999	50,787,216
	10 航空費	4,371,064	△ 320,216	4,050,848
4 環境生活費		16,792,489	△ 2,060,031	14,732,458
	1 環境生活管理費	2,271,784	78,700	2,350,484

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 環境政策費	5,239,689	△ 1,105,984	4,133,705
	3 循環型社会推進費	2,301,725	△ 336,720	1,965,005
	4 自然環境費	1,188,388	△ 242,033	946,355
	5 ゼロカーボン戦略費	2,107,464	△ 431,760	1,675,704
	6 気候変動対策費	129,193	△ 7,943	121,250
	7 道民生活費	495,937	△ 821	495,116
	8 消費者安全費	382,325	△ 16,520	365,805
	9 文化振興費	994,521	3,577	998,098
	10 スポーツ振興費	1,032,152	22,457	1,054,609
	11 アイヌ政策費	649,311	△ 22,984	626,327
5 保健福祉費		676,385,858	33,470,324	709,856,182
	1 保健福祉管理費	25,501,444	△ 494,833	25,006,611
	2 地域医療費	16,522,003	△ 1,576,293	14,945,710
	3 医務薬務費	5,593,351	△ 855,678	4,737,673

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 地域保健費	8,883,509	480,042	9,363,551
	5 国保医療費	110,899,559	△ 1,679,266	109,220,293
	6 食品衛生費	794,062	△ 71,079	722,983
	7 感染症対策費	220,887,988	36,774,767	257,662,755
	8 地域福祉費	40,649,025	11,124,256	51,773,281
	9 障がい者保健福祉費	76,567,269	△ 1,273,149	75,294,120
	10 高齢者保健福祉費	94,344,569	△ 4,796,712	89,547,857
	11 子ども子育て支援費	75,141,489	△ 4,161,731	70,979,758
6 経 済 費		453,538,035	△ 42,070,775	411,467,260
	1 経済管理費	4,030,688	△ 101,945	3,928,743
	2 経済企画費	45,126,895	△ 30,147,917	14,978,978
	3 国際経済費	132,971	△ 5,527	127,444
	4 食産業振興費	1,331,825	△ 8,750	1,323,075
	5 観光振興費	24,023,990	△ 85,652	23,938,338

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 中小企業費	350,827,618	△ 9,962,103	340,865,515
	7 産業振興費	17,988,400	185,754	18,174,154
	8 環境・エネルギー費	5,907,635	△ 1,048,546	4,859,089
	9 雇用労政費	544,478	△ 3,770	540,708
	10 産業人材費	3,174,249	△ 843,811	2,330,438
	11 労働委員会費	449,286	△ 48,508	400,778
7 農政費		184,262,040	△ 12,519,336	171,742,704
	1 農政管理費	11,208,814	△ 1,885,663	9,323,151
	2 食品政策費	2,620,227	△ 796,290	1,823,937
	3 農産振興費	13,520,799	△ 3,827,348	9,693,451
	4 畜産振興費	17,407,268	△ 1,508,945	15,898,323
	5 技術普及費	8,694,497	△ 2,385,819	6,308,678
	6 農業経営費	2,313,480	△ 30,036	2,283,444
	7 農地調整費	2,034,959	△ 246,743	1,788,216

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 農村設計費	15,945,789	△ 477,090	15,468,699
	9 農業農村整備事業費	93,421,670	△ 1,145,053	92,276,617
	10 農業施設管理費	17,047,589	△ 204,770	16,842,819
	11 農村計画費	46,948	△ 11,579	35,369
8 水産林務費		94,099,051	△ 3,937,121	90,161,930
	1 水産林務管理費	7,921,560	△ 883,633	7,037,927
	2 水産経営費	6,345,504	△ 265,826	6,079,678
	3 水産振興費	852,730	364	853,094
	4 漁港漁村費	38,788,689	△ 264,800	38,523,889
	5 漁業管理費	1,534,751	△ 401,761	1,132,990
	6 林業木材費	6,334,475	△ 1,609,489	4,724,986
	7 森林計画費	996,528	△ 128,003	868,525
	8 森林整備費	14,027,153	△ 373,831	13,653,322
	9 治山費	12,603,229	△ 3,750	12,599,479

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 森林活用費	256,376	△ 6,312	250,064
	11 道有林費	4,438,056	△ 80	4,437,976
9 建設費		314,365,542	△ 5,218,773	309,146,769
	1 建設管理費	43,145,168	△ 1,632,076	41,513,092
	3 道路橋りょう費	144,683,428	△ 1,370,118	143,313,310
	4 河川費	61,855,610	△ 291,083	61,564,527
	5 砂防海岸費	30,170,620	372,976	30,543,596
	6 まちづくり推進費	71,926	△ 17,173	54,753
	7 都市環境費	6,217,483	△ 842,882	5,374,601
	8 公園下水道費	7,391,655	△ 371,740	7,019,915
	9 建築指導費	506,021	△ 294,375	211,646
	10 住宅費	31,372	△ 9,300	22,072
	11 営繕費	7,202,604	△ 763,002	6,439,602
10 警察費		132,304,471	△ 926,117	131,378,354

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 警察管理費	124,559,501	△ 828,024	123,731,477
	3 交通安全施設費	4,216,921	△ 98,093	4,118,828
11 教育費		386,205,872	△ 921,866	385,284,006
	1 教育総務費	22,765,268	△ 744,793	22,020,475
	2 小学校費	130,620,378		131,001,665
	3 中学校費	81,029,782	△ 414,817	80,614,965
	4 高等学校費	94,598,584		95,575,785
	5 特別支援学校費	51,388,788	△ 721,533	50,667,255
	6 学校教育費	2,959,046	△ 432,084	2,526,962
	7 社会教育費	1,740,192		1,818,116
	8 保健体育費	1,103,834	△ 45,051	1,058,783
12 災害復旧費		10,502,836	△ 2,138,396	8,364,440
	1 農地開発施設 災害復旧費	773,980	△ 65,694	708,286
	2 水産林業施設 災害復旧費	1,457,781	△ 359,652	1,098,129

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 土木施設災害復旧費	8,271,075	△ 1,713,050	6,558,025
13 公債費		651,705,276	△ 189,458	651,515,818
	1 公債費	651,705,276	△ 189,458	651,515,818
14 諸支出金		204,884,793	21,363,273	226,248,066
	1 繰出金	30,890,072	460,676	31,350,748
	2 諸費	173,994,721	20,902,597	194,897,318
歳出合計		3,524,245,075	13,723,515	3,537,968,590

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総務費	3 学務宗務費	—	—	学事宗務諸費	351,100
3 総合政策費	9 交通政策費	—	—	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金	14,900,222
	10 航空費	—	—	空港管理費	25,706
		—	—	新千歳空港国際拠点空港化推進費	130,125
		—	—	空港公共事業費	5,000
		—	—	空港整備費補助金	2,500
4 環境生活費	4 自然環境費	自然公園等整備費	332,360	自然公園等整備費	354,434
	10 スポーツ振興費	—	—	スポーツ振興事業費	19,441
5 保健福祉費	7 感染症対策費	—	—	感染症対策事業費	2,807,309
	9 障がい者保健福祉費	—	—	自立支援対策推進事業費	260,280
	10 高齢者保健福祉費	—	—	高齢者対策推進費	1,421,634
		—	—	介護保険対策費	368,496
	11 子ども子育て支援費	子育て支援対策費	996,819	子育て支援対策費	1,163,859

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 経 済 費	8 環境・エネルギー費	—	—	電源施設等周辺地域対策費	10,000
7 農 政 費	1 農政管理費	公共事業事務費	1,310,451	公共事業事務費	1,980,000
		—	—	みどりの食料システム戦略推進事業費	30,799
	2 食品政策費	—	—	北の大地のめぐみ愛食総合推進事業費	538,572
		—	—	環境保全型農業総合推進事業費	10,000
	3 農産振興費	—	—	農業生産総合対策事業費	5,201,490
		—	—	畑作物生産改善対策費	105,047
	4 畜産振興費	畜産振興総合対策事業費	2,550,000	畜産振興総合対策事業費	3,553,527
	5 技術普及費	—	—	農村環境保全対策推進事業費	358,214
	7 農地調整費	—	—	市町村地籍調査事業費	25,266
	9 農業農村整備事業費	道営土地改良事業費	38,681,373	道営土地改良事業費	43,073,703
		団体営土地改良事業費	60,000	団体営土地改良事業費	732,551
		道営農用地造成事業費	1,636,000	道営農用地造成事業費	2,432,951
団体営農用地造成事業費		273,920	団体営農用地造成事業費	455,245	

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		道 営 農 地 防 災 事 業 費	262,000	道 営 農 地 防 災 事 業 費	955,846
		—	—	単 独 農 地 防 災 管 理 費	2,500
		—	—	道 営 農 道 整 備 事 業 費	216,205
		道 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費	403,000	道 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費	1,358,145
		団 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費	169,500	団 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費	211,604
8 水産林務費	1 水産林務 管 理 費	公 共 事 業 事 務 費	594,465	公 共 事 業 事 務 費	619,713
		補 助 事 業 事 務 費	708	補 助 事 業 事 務 費	18,018
	3 水産振興費	資 源 増 大 事 業 費	26,000	資 源 増 大 事 業 費	305,363
	4 漁港漁村費	水 産 物 供 給 基 盤 整 備 事 業 費	12,985,000	水 産 物 供 給 基 盤 整 備 事 業 費	16,734,656
		—	—	漁 港 漁 村 活 性 化 対 策 事 業 費	55,000
		漁 港 海 岸 保 全 事 業 費	1,000,861	漁 港 海 岸 保 全 事 業 費	1,382,961
	6 林業木材費	—	—	林 業 ・ 木 材 産 業 構 造 改 革 事 業 費	136,043
	8 森林整備費	森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 費	5,362,446	森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 費	5,383,152
		—	—	造 林 推 進 事 業 費	22,467

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	9 治 山 費	治 山 事 業 費	3,008,183	治 山 事 業 費	3,147,183
9 建 設 費	1 建設管理費	公共事業事務費	906,033	公共事業事務費	1,086,301
		—	—	補助事業事務費	6,648
		単独事業事務費	54,262	単独事業事務費	111,428
	3 道 路 橋りょう費	道路公共事業費	22,900,000	道路公共事業費	31,080,000
		道路特別対策事業費	8,577,472	道路特別対策事業費	10,577,472
		地域活力基盤整備事業費	12,930,528	地域活力基盤整備事業費	15,930,528
	4 河 川 費	河川公共事業費	15,504,000	河川公共事業費	20,410,546
		—	—	河川受託工事費	246,174
		ダム公共事業費	1,563,999	ダム公共事業費	1,634,410
		ダム負担工事費	21,166	ダム負担工事費	30,359
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	12,884,200	砂防公共事業費	14,052,200
		—	—	災害関連事業費	180,000
		海岸公共事業費	1,356,000	海岸公共事業費	2,646,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	7 都市環境費	街路公共事業費	1,081,750	街路公共事業費	2,436,750
		—	—	街路特別対策事業費	84,000
	8 公園下水道費	—	—	公園公共事業費	479,000
		—	—	公共下水道費	372,600
		—	—	流域下水道費	902,708
	11 營繕費	—	—	庁舎等營繕費	48,546
	10 警察費	1 警察管理費	—	—	警察庁舎建築費
11 教育費	8 保健体育費	—	—	学校安全対策費	147,252
12 災害復旧費	1 農地開発施設災害復旧費	—	—	耕地災害復旧事業費	264,657
		—	—	林地災害復旧事業費	187,288
	—	—	緊急治山事業費	388,802	
	—	—	治山施設災害復旧事業費	31,701	
	—	—	水産施設災害復旧事業費	8,965	
	3 土木施設災害復旧費	土木災害復旧事業費	3,250,831	土木災害復旧事業費	4,714,577

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和52年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成30年度から令和4年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 14,689千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和5年度から令和9年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 14,178千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和57年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成30年度から令和4年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 20,660千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和5年度から令和9年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 20,660千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和62年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成30年度から令和4年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 16,802千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用	令和5年度から令和9年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 16,802千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成4年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成30年度から令和4年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 14,459千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和5年度から令和9年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 14,459千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成9年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成30年度から令和4年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,775千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和5年度から令和9年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,775千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
令和4年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	令和4年度から令和5年度まで	元金について 17,822,000千円 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和4年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	令和4年度から令和5年度まで	元金について 10,324,000千円 利子について 元金に対する 利子相当額 の合計額
道立施設の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和元年度から令和6年度まで	総務費について 1,394,000 環境生活費について 261,000 の合計額 1,655,000	令和元年度から令和6年度まで	総務費について 1,414,000 環境生活費について 261,000 の合計額 1,675,000
道立施設の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和3年度から令和8年度まで	環境生活費について 2,612,000 経済費について 423,000 水産林務費について 787,000 建設費について 3,390,000 教育費について 4,214,000 の合計額 11,426,000	令和3年度から令和8年度まで	環境生活費について 2,639,000 経済費について 423,000 水産林務費について 787,000 建設費について 3,427,000 教育費について 4,234,000 の合計額 11,510,000

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整 備 費	2,804,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,789,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	778,000	同 上	10% 以内	同 上	565,000	同 上	10% 以内	同 上
私立学校等 管 理 運 営 対 策 費	3,000	同 上	10% 以内	同 上	0	—	—	—
消防学校施設 整 備 費	838,000	同 上	10% 以内	同 上	826,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道特定 特別総合開発 事業推進費	769,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	577,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構 整 備 費	275,000	同 上	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は	272,000	同 上	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
交通企画費	600,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	569,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線鉄道整備事業費	30,607,000	同 上	10%以内	同 上	36,696,000	同 上	10%以内	同 上
直轄空港整備費	497,000	同 上	10%以内	同 上	344,000	同 上	10%以内	同 上
石狩西部広域水道対策費	373,000	同 上	10%以内	同 上	313,000	同 上	10%以内	同 上
自然環境対策費	220,000	同 上	10%以内	同 上	171,000	同 上	10%以内	同 上
土地改良事業費	23,817,000	同 上	10%以内	同 上	24,375,000	同 上	10%以内	同 上
農用地造成事業費	1,909,000	同 上	10%以内	同 上	2,015,000	同 上	10%以内	同 上
農地防災事業費	1,681,000	同 上	10%以内	同 上	1,655,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	243,000	同 上	10%以内	同 上	242,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策費	418,000	同 上	10%以内	同 上	414,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	711,000	同 上	10%以内	同 上	704,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄土地改良事業費	12,287,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	12,267,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
水産基盤整備費	12,248,000	同 上	10%以内	同 上	12,219,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	4,908,000	同 上	10%以内	同 上	4,644,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	866,000	同 上	10%以内	同 上	865,000	同 上	10%以内	同 上
林道事業費	438,000	同 上	10%以内	同 上	435,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,671,000	同 上	10%以内	同 上	1,670,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	5,594,300	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	5,582,300	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路費	23,391,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	22,366,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時道路整備特別対策事業費	34,062,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	32,114,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄河川事業費	12,343,000	同 上	10%以内	同 上	12,522,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	16,777,000	同 上	10%以内	同 上	16,747,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	7,965,000	同 上	10%以内	同 上	7,984,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	1,516,000	同 上	10%以内	同 上	1,932,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	66,000	同 上	10%以内	同 上	63,000	同 上	10%以内	同 上
直轄海岸事業費	144,000	同 上	10%以内	同 上	142,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	2,123,000	同 上	10%以内	同 上	1,933,000	同 上	10%以内	同 上
臨時街路整備特別対策事業費	998,000	同 上	10%以内	同 上	845,000	同 上	10%以内	同 上
庁舎等営繕費	5,240,000	同 上	10%以内	同 上	4,654,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設整備費	1,038,000	同 上	10%以内	同 上	1,007,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校施設整備費	5,345,000	同 上	10%以内	同 上	5,305,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特別支援学校 施設整備費	1,145,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,134,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
耕地災害 復旧費	39,000	同 上	10%以内	同 上	26,000	同 上	10%以内	同 上
漁港災害 復旧費	118,000	同 上	10%以内	同 上	85,000	同 上	10%以内	同 上
治山災害 復旧費	237,000	同 上	10%以内	同 上	190,000	同 上	10%以内	同 上
土木災害 復旧費	2,841,000	同 上	10%以内	同 上	2,419,000	同 上	10%以内	同 上
臨時財政 対策債	40,000,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、 当該見直し 後の利率)	同 上	24,451,737	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、 当該見直し 後の利率)	同 上
合 計	594,608,300				580,794,037			

令和4年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和4年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,671,009千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406,322,418千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		350,749	13,243	363,992
	1 財産運用収入	350,749	13,243	363,992
2 繰入金		402,300,660	3,657,766	405,958,426
	1 一般会計繰入金	300,322,774	3,659,684	303,982,458
	2 基金繰入金	101,977,886	△ 1,918	101,975,968
歳入合計		402,651,409	3,671,009	406,322,418

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		402,651,409	3,671,009	406,322,418
	1 公 債 費	402,651,409	3,671,009	406,322,418
歳 出 合 計		402,651,409	3,671,009	406,322,418

令和4年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,726,455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ496,683,362千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		136,969,934	900,194	137,870,128
	1 国庫負担金	93,869,802	17,461	93,887,263
	2 国庫補助金	43,100,132	882,733	43,982,865
3 財産収入		2,433	2,035	4,468
	1 財産運用収入	2,433	2,035	4,468
4 繰入金		31,929,717	6,573,959	38,503,676
	1 一般会計繰入金	29,903,751	423,796	30,327,547
	2 基金繰入金	2,025,966	6,150,163	8,176,129
5 繰越金		144,310	5,650,239	5,794,549
	1 繰越金	144,310	5,650,239	5,794,549
6 諸収入		167,540,013	600,028	168,140,041
	2 雑入	167,506,213	600,028	168,106,241

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	482,956,907	13,726,455	496,683,362
合	計			

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		482,788,256	7,789,577	490,577,833
	1 国民健康保険事業費	482,788,256	7,789,577	490,577,833
2 諸 支 出 金		168,651	5,936,878	6,105,529
	1 繰 出 金	24,341	△ 3,018	21,323
	2 諸 費	144,310	5,939,896	6,084,206
歳 出 合 計		482,956,907	13,726,455	496,683,362

令和4年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,281千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,229,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		310,289	39,488	349,777
	1 一般会計繰入金	310,289	39,488	349,777
2 繰越金		97,399	11,513	108,912
	1 繰越金	97,399	11,513	108,912
3 諸収入		520,947	△ 49,720	471,227
	1 貸付金収入	490,883	△ 57,352	433,531
	2 雑収入	30,064	7,632	37,696
歳入合計		1,228,635	1,281	1,229,916

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	中小企業近代化資金貸付事業費	613,856	39,488	653,344	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	613,856	39,488	653,344	
2	公 債 費	315,346	△ 22,844	292,502	
	1 公 債 費	315,346	△ 22,844	292,502	
3	諸 支 出 金	299,433	△ 15,363	284,070	
	1 繰 出 金	252,483	△ 15,363	237,120	
歳 出 合 計		1,228,635	1,281	1,229,916	

令和4年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

令和4年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ597,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ984,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		374,476	359	374,835
	1 財産運用収入	476	359	835
3 諸収入		12,089	597,290	609,379
	1 一般会計借入金	12,089	597,290	609,379
歳入合計		387,090	597,649	984,739

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		387,090	597,649	984,739
	1 公 債 費	387,090	597,649	984,739
歳 出 合 計		387,090	597,649	984,739

令和4年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

令和4年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,741千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ520,423千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		3,452	△ 2,432	1,020
	1 一般会計繰入金	3,452	△ 2,432	1,020
2 繰越金		75,605	△ 4,309	71,296
	1 繰越金	75,605	△ 4,309	71,296
3 諸収入		449,107	△ 1,000	448,107
	1 貸付金収入	449,107	△ 1,000	448,107
歳入合計		528,164	△ 7,741	520,423

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 就農支援資金 貸付等事業費		3,452	△ 2,432	1,020	
	1 就農支援資金 貸付等事業費	3,452	△ 2,432	1,020	
3 諸 支 出 金		186,706	△ 5,309	181,397	
	1 繰 出 金	175,110	△ 1,831	173,279	
	2 諸 費	11,596	△ 3,478	8,118	
歳 出 合 計		528,164	△ 7,741	520,423	

令和4年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,085千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,698,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		4,909,835	△ 175,927	4,733,908
	1 使 用 料	4,909,835	△ 175,927	4,733,908
2 国庫支出金		2,724,499	38,431	2,762,930
	1 国庫補助金	2,724,499	38,431	2,762,930
3 繰入金		630,949	△ 176	630,773
	1 一般会計繰入金	630,949	△ 176	630,773
4 繰越金		100	137,751	137,851
	1 繰越金	100	137,751	137,851
5 諸収入		2,180,806	△ 23,164	2,157,642
	1 一般会計借入金	2,102,500	△ 33,516	2,068,984
	2 雑 入	78,306	10,352	88,658
6 道 債		5,286,300	△ 11,000	5,275,300

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 道 債	5,286,300	△ 11,000	5,275,300
歳 入	合 計	15,732,489	△ 34,085	15,698,404

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		8,363,205	△ 33,383	8,329,822
	1 道営住宅事業費	8,363,205	△ 33,383	8,329,822
2 公 債 費		6,662,056	720	6,662,776
	1 公 債 費	6,662,056	720	6,662,776
3 諸 支 出 金		707,228	△ 1,422	705,806
	1 繰 出 金	707,218	△ 5,863	701,355
	2 諸 費	10	4,441	4,451
歳 出 合 計		15,732,489	△ 34,085	15,698,404

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 道営住宅事業費	1 道営住宅事業費	公共事業事務費	12,500
		公共事業費	1,342,000

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	4,164,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,153,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	5,286,300				5,275,300			

令和4年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,827,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		37,827,554	1,000,000	38,827,554
	1 一般会計借入金	19,161,000	1,000,000	20,161,000
歳入合計		37,827,554	1,000,000	38,827,554

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	19,161,000	1,000,000	20,161,000
	1 住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	19,161,000	1,000,000	20,161,000
歳 出 合 計		37,827,554	1,000,000	38,827,554

令和4年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）

令和4年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,148,177千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,021,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		6,314	△ 161	6,153
	1 手数料	6,314	△ 161	6,153
2 財産収入		1,601	1,312	2,913
	1 財産運用収入	1,601	1,312	2,913
3 寄附金		35,500	△ 5,000	30,500
	1 寄附金	35,500	△ 5,000	30,500
4 諸収入		53,830,264	1,994,491	55,824,755
	1 収益事業収入	50,929,245	1,849,331	52,778,576
	2 雑収入	2,901,019	145,160	3,046,179
5 繰越金		0	157,535	157,535
	1 繰越金	0	157,535	157,535
歳入	合計	53,873,679	2,148,177	56,021,856

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		53,869,668	2,148,279	56,017,947
	1 競 馬 総 務 費	20,728	△ 512	20,216
	2 競 馬 開 催 費	53,848,940	2,148,791	55,997,731
2 諸 支 出 金		4,011	△ 102	3,909
	1 繰 出 金	4,011	△ 102	3,909
歳 出 合 計		53,873,679	2,148,177	56,021,856

令和4年度北海道公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度北海道公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度北海道公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間総処理水量	1,819,221立方メートル	63,735立方メートル	1,882,956立方メートル
(2) 一日平均処理水量	4,984立方メートル	175立方メートル	5,159立方メートル
(3) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 公共下水道改修事業	562,500千円	△ 76,500千円	486,000千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業資金に充てるため、長期借入金を一般会計から156,844千円借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	942,914千円	12,247千円	955,161千円
第1項 営業収益	363,320千円	14,892千円	378,212千円
第2項 営業外収益	579,594千円	△ 6,108千円	573,486千円
第3項 特別利益	0千円	3,463千円	3,463千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,202,151千円	21,518千円	1,223,669千円
第1項 営業費用	1,029,620千円	21,130千円	1,050,750千円
第2項 営業外費用	172,531千円	△ 2,012千円	170,519千円
第3項 特別損失	0千円	2,400千円	2,400千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,427千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額188,454千円」に、「過年度分資本的収支調整額26,427千円」を「過年度分損益勘定留保資金17,185千円、当年度分損益勘定留保資金132,830千円、過年度資本的収支調整額32,887千円

及び当年度資本的収支調整額5,552千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	889,185千円	△ 237,344千円	651,841千円
第1項 企業債	520,500千円	△ 63,500千円	457,000千円
第2項 補助金	125,000千円	△ 17,000千円	108,000千円
第3項 他会計からの長期借入金	243,685千円	△ 156,844千円	86,841千円
支 出			
第1款 資本的支出	915,612千円	△ 75,317千円	840,295千円
第1項 建設改良費	590,500千円	△ 80,500千円	510,000千円
第4項 長期借入償還金	0千円	5,183千円	5,183千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特定公共 下水道費	千円 465,500	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 402,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和4年度北海道流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度北海道流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度北海道流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（2） 主要な建設改良事業			
十勝川流域下水道改修事業	680,000千円	△ 266,992千円	413,008千円
石狩川流域下水道改修事業	544,400千円	△ 46,138千円	498,262千円
函館湾流域下水道改修事業	741,000千円	△ 34,810千円	706,190千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	4,393,518千円	△ 72,954千円	4,320,564千円
第1項 営業外収益	4,393,518千円	△ 83,924千円	4,309,594千円
第2項 特別利益	0千円	10,970千円	10,970千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	4,382,527千円	△ 33,026千円	4,349,501千円
第1項 営業費用	4,210,280千円	△ 30,414千円	4,179,866千円
第2項 営業外費用	172,247千円	△ 3,530千円	168,717千円
第3項 特別損失	0千円	918千円	918千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「過年度分損益勘定留保資金21,688千円、当年度分損益勘定留保資金1,017,221千円及び過年度資本的収支調整額26,617千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,760千円、当年度分損益勘定留保資金1,045,071千円及び過年度資本的収支調整額18,695千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	2,549,688千円	△ 364,970千円	2,184,718千円
第1項 企 業 債	855,000千円	△ 74,600千円	780,400千円
第2項 補 助 金	1,233,400千円	△ 215,770千円	1,017,630千円
第3項 負 担 金	461,288千円	△ 74,600千円	386,688千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	3,615,214千円	△ 364,970千円	3,250,244千円
第1項 建 設 改 良 費	2,071,300千円	△ 364,970千円	1,706,330千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	千円 418,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 343,400	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和4年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	304,568,000キロワット時	99,559,000キロワット時	404,127,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
清水沢発電所 改修事業	275,753千円	△ 38,019千円	237,734千円
岩尾内発電所 改修事業	172,756千円	△ 57,019千円	115,737千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	6,062,953千円	2,250,984千円	8,313,937千円
第1項 営業収益	5,929,212千円	2,249,694千円	8,178,906千円
第2項 財務収益	110千円	1,290千円	1,400千円
支 出			
第1款 電気事業費用	3,337,462千円	246,518千円	3,583,980千円
第1項 営業費用	2,878,902千円	△ 56,240千円	2,822,662千円
第3項 営業外費用	408,515千円	302,758千円	711,273千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,937,097千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,245,252千円」に、「過年度分損益勘定留保資金125,683千円、減債積立金796,671千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金954,616千円及び当年度資本的収支調整額60,127千円」を「過年度分損益勘定留保資金119,216千円、減債積立金777,671千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金295,749千円及び当年度資本的収支調整額52,616千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	548,512千円	△ 100,000千円	448,512千円
第1項 企 業 債	530,000千円	△ 100,000千円	430,000千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,485,609千円	△ 791,845千円	1,693,764千円
第1項 建 設 改 良 費	752,376千円	△ 109,467千円	642,909千円
第2項 企 業 債 償 還 金	796,671千円	△ 19,000千円	777,671千円
第3項 繰 出 金	936,562千円	△ 663,378千円	273,184千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
清水沢発電所 改修事業	千円 270,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 230,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
岩尾内発電所 改修事業	170,000	同 上	10% 以内	同 上	110,000	同 上	10% 以内	同 上

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費721,763千円」を「(1)職員給与費656,618千円」に改める。

令和4年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	81箇所	△ 1箇所	80箇所
(2) 年間総給水量	91,782,524立方メートル	847,803立方メートル	92,630,327立方メートル
(3) 一日平均給水量	252,844立方メートル	2,336立方メートル	255,180立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 工業用水道建設事業	149,746千円	29,141千円	178,887千円
室蘭地区 工業用水道改修事業	448,423千円	△ 34,742千円	413,681千円
苫小牧地区 工業用水道改修事業	1,163,624千円	35千円	1,163,659千円
石狩湾新港地域 工業用水道改修事業	80,600千円	△ 77,454千円	3,146千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「長期借入金を一
般会計から77,398千円」を「長期借入金を一般会計から80,758千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,290,021千円	9,968千円	2,299,989千円
第1項 営業収益	2,049,481千円	16,113千円	2,065,594千円
第2項 営業外収益	240,540千円	△ 6,145千円	234,395千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,302,117千円	6,589千円	2,308,706千円
第1項 営業費用	2,187,298千円	△ 21,657千円	2,165,641千円
第2項 営業外費用	107,623千円	28,427千円	136,050千円
第3項 特別損失	7,196千円	△ 181千円	7,015千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額973,668千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額960,327千円」に、「過年度分損益勘定留保資金259,814千円、当年度分損益勘定留保資金574,161千円及び当年度資本的収支調整額139,693千円」を「過年度分損益勘定留保資金208,836千円、当年度分損益勘定留保資金582,606千円及び当年度資本的収支調整額168,885千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,890,620千円	△ 82,072千円	1,808,548千円
第1項 企業債	1,219,000千円	△ 70,000千円	1,149,000千円
第3項 他会計からの出資金	146,521千円	△ 10,269千円	136,252千円
第4項 他会計からの長期借入金	43,975千円	△ 1,803千円	42,172千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,864,288千円	△ 95,413千円	2,768,875千円
第1項 建設改良費	1,949,856千円	△ 96,218千円	1,853,638千円
第2項 企業債償還金	848,361千円	805千円	849,166千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
石狩湾新港 地域工業用 水道改修事業	千円 70,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 0	—	—	—

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費350,094千円」を「(1)職員給与費338,169千円」に改める。

令和4年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3）年間取扱延患者数			
入 院	110,034人	△ 11,266人	98,768人
外 来	204,162人	△ 9,501人	194,661人
（4）一日平均患者数			
入 院	302人	△ 32人	270人
外 来	840人	△ 39人	801人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	16,133,782千円	△ 261,389千円	15,872,393千円
第1項 医業収益	6,403,639千円	△ 161,869千円	6,241,770千円
第2項 医業外収益	9,722,000千円	△ 121,960千円	9,600,040千円
第3項 特別利益	8,143千円	22,440千円	30,583千円
支 出			
第1款 病院事業費用	16,444,572千円	△ 175,873千円	16,268,699千円
第1項 医業費用	14,007,129千円	△ 120,366千円	13,886,763千円
第2項 医業外費用	2,383,815千円	△ 52,103千円	2,331,712千円
第3項 特別損失	53,628千円	△ 3,404千円	50,224千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額607,528千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額622,924千円」に、「当年度分損益勘定留保資金607,528千円」を「過年度分損

益勘定留保資金139,662千円及び当年度分損益勘定留保資金483,262千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,748,622千円	14,258千円	1,762,880千円
第1項 企 業 債	683,000千円	△ 98,000千円	585,000千円
第2項 他 会 計 負 担 金	1,065,622千円	△ 16,721千円	1,048,901千円
第3項 補 助 金	0千円	128,979千円	128,979千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,356,150千円	29,654千円	2,385,804千円
第1項 建 設 改 良 費	718,413千円	29,655千円	748,068千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,637,737千円	△ 1千円	1,637,736千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表中の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 683,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 585,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費8,331,445千円」を「(1)職員給与費8,088,908千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「1,308,298千円」を「1,431,116千円」に改める。